3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑵　総合評価の方法
１）技術評価点の最高点を30点とする。なお、技術評価点１位の者が２者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な１者に対して、0.5点を別に付与する。
２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。
イ）社会的要請
・工事現場における環境への取組み
①　環境負荷物質の発生抑制
②　CO_2の発生抑制
③　最終廃棄物となる建設混合廃棄物の削減
ロ）施工計画
・工事対象橋梁の構造特性を踏まえた詳細設計に関する留意事項
　なお、設計に関する技術提案は、基本設計に対する課題とその解決方針、施工を踏まえた設計方針、構造特性を踏まえた解析手法等、詳細設計を実施する上での留意事項に関するものを求めており、具体的な構造変更の提案を求めるものではない。
①　Ａランプ２号橋（Ｅランプ橋、Ｉランプ橋を含む。）の構造特性（分岐構造、曲線桁、鈑桁と箱桁の混合構造等）を踏まえた詳細設計に関する留意事項
②　Ｄランプ１号橋のＰＣ箱桁との混合構造について、詳細設計を実施する上での留意事項（ＰＣ箱桁橋の詳細設計に関する事項は除く。）
③　工事対象橋梁の供用後の点検に配慮した詳細設計を実施する上での留意事項（防錆仕様、使用材料の高耐久化および検査路の追加等、過度のコスト負担を要する仕様又は構造に関する提案は評価しない。）
・工事対象橋梁の構造特性又は現地条件を踏まえた施工に関する留意事項
①　第二京阪道路交差部の自走多軸台車による一括架設の出来形精度向上に関する留意事項
②　Ｃランプ１号橋の架設における出来形精度向上に関する留意事項
③　Ａランプ１号橋の架設における出来形精度向上に関する留意事項
④　床版コンクリートの施工における品質確保に関する留意事項（鉄筋又はＰＣ鋼材に関する提案は評価しない。）
・工事対象橋梁の現地条件を踏まえた工事中の安全対策に関する留意事項
①　第二京阪道路に隣接する地組立ヤードにおける作業に関する留意事項
②　自走多軸台車を使用した第二京阪道路交差部の架設に関する留意事項
③　国道１号バイパスの直上で施工する箇所での施工に関する留意事項
ハ）工事中のコスト削減に繋がる提案
・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取り組みに関する提案
※通常の詳細設計の検討の中で発生する基本設計成果に対する細部構造の変更についてはＶＥ提案の対象とはしないが、受注者独自の工夫・知財など通常を超える工夫により実施できるコスト縮減案についてはＶＥ提案の対象とする。また、架設工法については、クレーンベント工法による架設に関する変更はＶＥ提案の対象としないとする。
３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。
４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。
⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。
⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。
⑸　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。
4　入札手続等
⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241
⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成24年９月10日（月）から平成24年12月７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付場所　上記４⑴に同じ。
③　交付方法　直接交付する。
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成24年９月11日（火）から平成24年10月10日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。
⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法
①　提出期限　平成24年12月10日（月）午前10時00分
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　平成24年12月11日（火）午前10時00分
②　開札場所　上記４⑴の１階入札室
5　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
イ）入札保証金　免除
ロ）契約保証金　納付
　ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続きを保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。
⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
⑺　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。